

# (3) 緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆ 緑の基本計画とは

都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」のことで、本市の緑豊かなまちづくりのその将来像、方針、施策などを示すもの。

この計画に基づき、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備、維持管理を行うことで緑豊かなまちづくりを推進する。

### ■ 緑の基本計画の特徴

- 法律に根拠を置く計画制度である
- 市町村の緑の全てに関する総合的な計画である
- 住民に最も身近な市町村が策定する計画である
- 都市緑地法担当部局が調整役となり策定する計画である
- 計画の策定に際して住民意見を反映すべき計画である
- 計画内容を公表すべき計画である

※都市計画区域を有する市町村数		(令和5年3月31日現在)					
都道府県	市町村数 ※	策定済み		策定中		合計	
		市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合
岐阜県	38	14	36.8%	-	-	14	36.8%
全国	1,374	697	50.7%	8	0.6%	705	51.3%

◆ 県内策定済市町村  
岐阜市、大垣市、  
高山市、多治見市、  
恵那市、土岐市、  
各務原市、可児市、  
瑞穂市、飛騨市、  
下呂市、笠松町、  
神戸町、池田町

# (3) 緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆ おおむね次に掲げる事項を定めるものとする(都市緑地法第4条第2項)

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項
- 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
  - ・ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
  - ・ 土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
  - ・ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
  - ・ その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

# (3)緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆これまでの改定経緯

年度	策定状況	根拠
S60	各務原都市計画区域緑のマスタープラン	S52通達
H8	各務原市緑の基本計画(H8～H27) ～緑と水と文化が織りなす潤い空間の創造～	都市緑地保全法 (法的位置づけ)
H12	各務原市水と緑の回廊計画(H12～H32) ～都市ビジョン「公園都市」の実現～	都市緑地保全法 (総合計画改定)
H18	各務原市水と緑の回廊計画(H18～H37) ～都市ビジョン「公園都市」の実現～	都市緑地法 (川島町合併・景観法)
H28	各務原市緑の基本計画(H28～R7) ～歩くことの楽しい安全で美しいまちへ～ ～山と川の豊かな自然を暮らしの中へ～ ～生命を育む共生都市へ～	都市緑地法 (総合計画改定)
R8	各務原市緑の基本計画(R8～R17)	都市緑地法 (総合計画改定)

# (3) 緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆改定の趣旨

現計画が2025(令和7)年度をもって満了することを受け、現計画の期間内に生じた緑を取り巻く状況の変化に対応していくため、次の事項に留意して計画を改定する。

① 現計画の評価、市内の緑の状況、アンケート等から導き出される成果と課題を反映した計画に改定する

② 令和7年度に改定された総合計画に即し、都市計画マスタープラン、環境基本計画等の関連計画と整合性のある計画に改定する

③ 国の法改正(都市緑地法等)や方向性を反映した計画に改定する

- ・緑の定義への「農地」の位置付け(「宅地化すべきもの」⇒「都市にあるべきもの」)
- ・グリーンインフラ推進戦略2023、都市公園の柔軟な管理運営のあり方・こどもまんなかまちづくりetc.

## 目指す計画のイメージ

- 概念図やイメージ図を用いてシンプルで分かりやすい構成・内容
- 国の方向性や「SDGs(持続可能な開発目標)」の視点を踏まえた計画
- 誰もが手に取って、自分事として考えられる
- 市民・事業者・行政等が目指すイメージを共有できる

# (3) 緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆本計画で対象とする「緑」

花、芝・草、樹林、水辺など、それ自体が良好な自然環境を形成しているものと、公園や広場、樹林地、河川、農地などの緑地を合わせ、都市の住環境の質を高めているものの総称



# (3) 緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆「緑」の機能

緑は多様な機能を有しており主に次の5つの機能が期待されている

### 環境保全機能

環境

緑は、二酸化炭素等の温室効果ガスを吸収することで、地球温暖化を抑制するとともに、緑陰に冷気をためることで、ヒートアイランド現象を緩和する機能が期待されています。

また、汚染物質の吸収・吸着による大気の浄化や騒音・振動の緩和等、人と自然が共生する都市環境を形成する機能があります。



### 景観形成機能

景観

花や草木のほか、まとまりのある緑地は、四季の変化を実感することができ、都市に潤いと安らぎを与えています。

また、地域の歴史や文化と一体となった固有の景観は人々の地域への愛着の向上にも寄与しています。



### レクリエーション機能

レクリエーション

公園等の緑地は、日常的なレクリエーションの場としての活用とともに、身近な自然等とのふれあいの場を形成する機能を有しています。

また、地域の交流や休息・憩い、健康の維持増進を図る機能があります。



### 生物多様性確保機能

生物多様性

緑は、多様な生物の生息・生育環境を形成し、生物多様性の機能維持に重要な役割を果たしています。

また、公園や河川、街路樹等の緑のネットワークを形成することで、生物の移動空間が担保されます。

生物多様性の確保により、水や大気の浄化のほか、自然環境を対象とした環境教育の場の提供、地域への愛着醸成への寄与等の恩恵がもたらされます。



### 防災機能

防災

樹林地や農地は、雨水の調整機能による土砂災害や洪水の発生抑制等、グリーンインフラとしての機能も期待されています。

また、公園等のオープンスペースは、災害時の避難場所や災害救護活動の拠点となり、都市の防災性を向上させる機能があります。



# (3) 緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆計画の位置付け

本計画は、上位計画である総合計画に即し、都市計画マスタープランや環境基本計画等と整合を図った計画とする。また国の動きにも配慮した計画とする。

### 国の動き

#### みどりに関わる法

- ・都市緑地法
- ・都市公園法
- ・生産緑地法
- ・都市計画法
- ・建築基準法 など

#### 国や県のみどりに関する計画

#### 国の計画 など

- ・緑の政策大綱
- ・地球温暖化対策計画
- ・ヒートアイランド対策大綱
- ・生物多様性国家戦略
- ・社会資本重点整備計画 など

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（国土交通省）

- ・新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（H28.5）

#### 国土技術政策総合研究所資料

- ・これからの社会を支える都市緑地計画の展望（H28.6）

### 将来都市像

もっとみんながつながる  
笑顔があふれる元気なまち  
～しあわせ実感 かかみがはら～

### 上位計画

総合計画  
2025～2034

各務原市  
総合計画  
2025～2034



即する

### 関連計画

都市計画マスタープラン  
(2026～2035)  
立地適正化計画  
(2022～2041)

環境基本計画  
(2018～2027)

緑の基本計画  
(2026～2035)  
都市緑地法第4条

整合

### 関連計画

整合

子育て

住宅・空き家

教育・文化

医療・福祉

健康

産業

公共交通

防災

公共施設

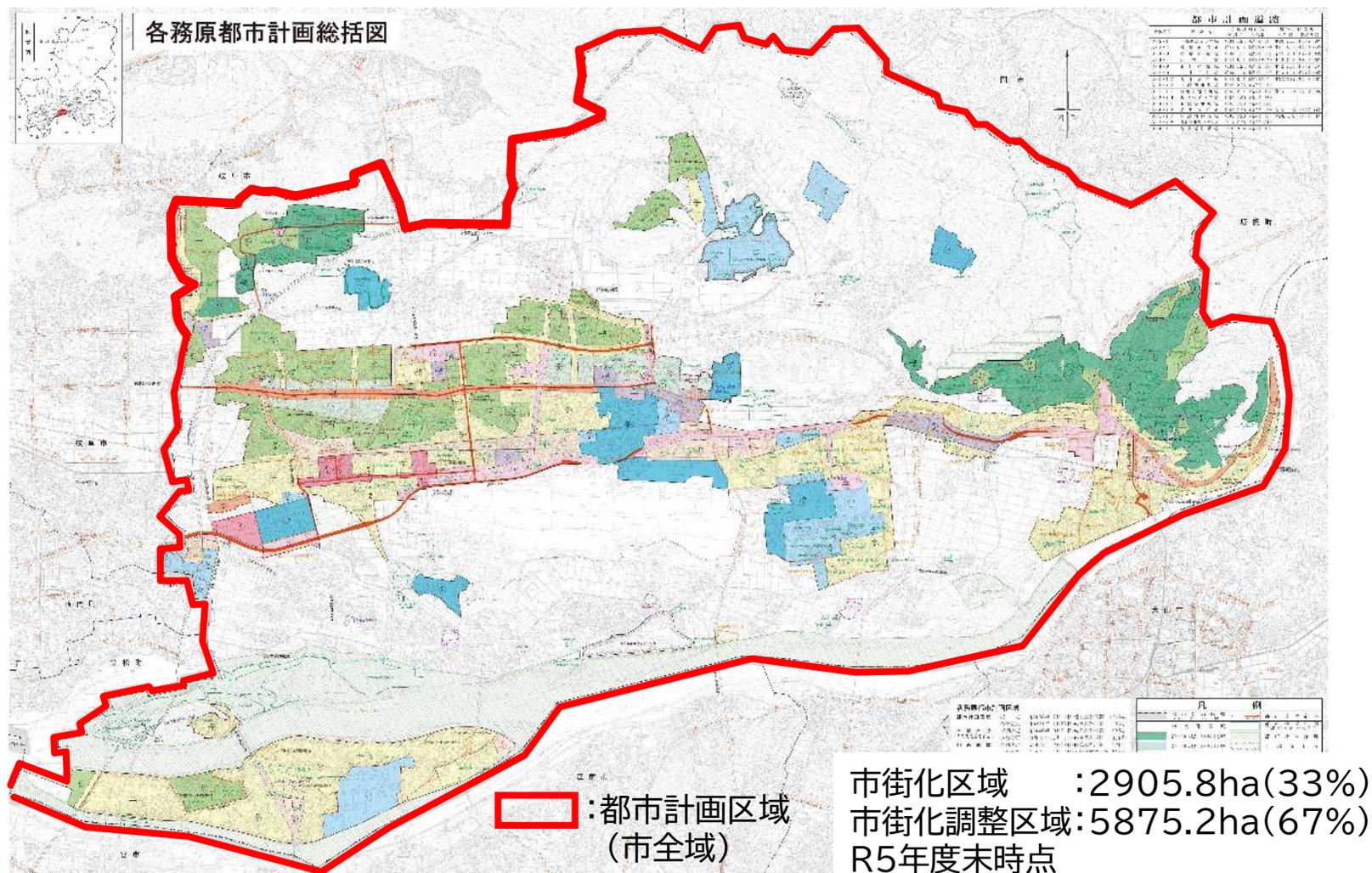
等

# (3)緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆計画対象区域

本計画は、都市緑地法に基づき、都市計画区域を対象として策定する計画であるため、市全域(約8,781ha=都市計画区域)を計画対象区域とする。



# (3) 緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆ 計画期間

- ・ 計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とする。
- ・ 下表に加え、社会情勢の変化等に対応し、計画期間中でも適宜必要な見直しを行うものとする。

年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	……
総合計画	基本構想	構想期間:10年 2025~2034										次期基本構想 2035~		
	基本計画	前期基本計画 2025~2029				後期基本計画 2030~2034				次期前期基本計画 2035~				
マスタープラン 都市計画	前計画	計画期間:10年 2026~2035										次期計画 2036~		
環境基本計画	計画期間:10年 2018~2027			次期計画 2028~2037										
緑の基本計画	前計画	計画期間:10年 2026~2035										次期計画 2036~		

# (3) 緑の基本計画の基本的事項について

資料7

## ◆ 計画の全体構成

